

令和5年度

特別徴収のしおり

◎退職者の未徴収税額について

1月1日から4月30日の間に退職した方の残税額については、退職時に一括徴収することが義務づけられています。なお、それ以外の人に退職された方についても、本人の了解を得て、なるべく一括徴収の方法で納入して下さるよう、お願いいたします。

〒329-2192
栃木県矢板市本町5番4号
栃木県矢板市総務部税務課
電話 (0287) 43-1115

市・県民税、特別徴収事務取扱いについて

特別徴収の方法や手続き等について説明いたしますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

1. 特別徴収義務者とは

給与の支払いをする際、所得税を徴収して納付する義務があるもので、地方税法の規定によって指定された者をいいます。

2. 市・県民税を特別徴収される人

令和5年1月1日現在矢板市に在住し、令和4年中に給与の支払いを受け、かつ令和5年4月1日現在において給与の支払いを受けている人、及び令和5年中に退職所得の支払いを受けた人。

3. 納税義務のない人

- (1) 生活保護法の規定により、生活扶助を受けている人。
- (2) 障害者、未成年者、寡婦、ひとり親。ただし、これらの人でも令和4年中に135万円をこえる合計所得金額がある場合は課税されません。

4. 徴収及び納入について

給与を支払う際に、特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)に記載された金額を納税者より徴収して、翌月10日までに納入してください。

納期限(翌月10日)までに完納しない場合は、法律の定めるところにより延滞金を納入しなければならないとともに滞納処分を受けることになります。

なお、督促状が発せられてから納入した場合は督促手数料を納入しなければなりません。

5. 納税者の退職転勤等について

納税者が年途中で退職又は転勤し徴収できなくなったときは、その月まで徴収し、翌月10日までに「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の上段の各欄に記載して提出してください。

転勤した人が新勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、届出書最上段に必要事項を記載し新勤務先へ回付してください。新勤務先では2段目「特別徴収継続の場合」に記載し、課税市町村へ送付してください。

※なお、年途中で退職した場合の徴収方法は下記のとおりです。

- (1) その納税者が新しい会社に再就職し、引き続き特別徴収されることを申し出た場合は、「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」のご注意3を参照してください。
- (2) その年の12月31日までに退職し、まだ徴収されていない残りの税額を退職手当などからまとめて徴収されることを申し出た場合は、一括徴収になります。
- (3) 翌年の1月1日以降4月30日までに退職し、(1)に該当しない人の場合は、本人の申し出がなくても給与又は退職金から残りの住民税の額を一括徴収することになります。

6. 退職手当を支給するとき

退職手当を支払われる場合、「退職所得に対する住民税の特別徴収の手引」をご覧ください。税額を算出し納入書裏面の納入申告書に記載のうえ納入してください。

7. 徴収税額の変更通知について

既に通知した税額を変更する必要があるときは特別徴収税額の変更通知書を送付しますので、変更された月額にて徴収してください。

8. 納税者への税額通知書等の交付

送付します納税者への税額変更通知等はすみやかに各納税者に交付してください。なお、退職等により交付出来ない人がある場合は「給与支払報告・特別徴収に係る給与所得者異動届出書」をつけて返送してください。

納入書の記入について《お願い》

1. 「納入金額 (1)」に変更のあった場合

「納入金額 (1)」の欄の金額を横線で抹消し、「納入金額 (2)」に記入してください。

(右の【記入例】をご覧ください)

2. 「納入金額 (2)」の欄中の合計額の欄は、納入する際に必ずご記入ください。また、退職所得分もある場合は、「納入金額 (2)」の欄中の「退職所得分」に内訳も必ずご記入ください。

3. 退職者について、裏面に必ずご記入ください。また、内訳の明細もお送りください。

4. 事務合理化のため納入書はOCR（光学文字読取装置）で処理しますので用紙を折ったり曲げたり、よごしたりしないでください。

※「納入金額 (1)、(2)」の欄を抹消したり、記入したりする場合は黒のボールペンをご使用ください。

【記入例】

		納 入 金 額 (1)								
		5,000 円								
納 入 金 額	給与分 <small>(一括徴収分を含む)</small>	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	退職 所得分									
	延滞金									
	督促 手数料									
	(2) 合計額						6	0	0	0

郵便局指定通知書

郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので、右の「指定通知書」に利用される郵便局名記載のうえ、当初納入される際にその郵便局に提出してください。

前年度利用の指定郵便局は本年度も引き続き利用できますから提出の必要はありません。

なお、指定通知書を提出した場合は次項の「郵便官署指定通知書の提出について」を当市あてお送りください。

(ゆうちょ銀行・郵便局名)

令和 年 月 日

ゆうちょ銀行 _____ 店長様
_____ 郵便局長様

栃木県矢板市長

齋藤 淳一郎

郵便局指定通知書

貴店・局を地方税法第321条の5第4項の規定により、当市の市民税及び県民税特別徴収税額の納入取扱店・局に指定しましたので、ご通知します。

口座番号 00380-7-960069

加入者名 矢板市会計管理者

取りまとめ店 ゆうちょ銀行東京貯金事務センター

矢板市長様

令和 年 月 日

特別徴収義務者
所在地

名称

指定番号 第 号

郵便官署指定通知書の提出について

次の郵便局を市・県民税特別徴収税額の納入取扱局として指定通知書を提出しましたので通知します。

所在地	
名称	郵便局

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
----	--------	--------	--------

令和 年 月 日提出	矢板市長 殿		所在地	〒										特別徴収義務者 指 定 番 号						
			フリガナ											宛 名 番 号						
			氏名又は名称											担 連 当 者 先	所 属 氏 名					
			個人番号 又は法人番号																電話	内線 ()
給 与 所 得 者	フリガナ											(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法			
	氏 名																			
	生年月日	昭和・平成 年 月 日																		
	個人番号																			
	受給者番号																			
	1月1日 現在の住所																			
異動後の 住所											円	円	円	年 月 日	1. 退職 2. 転勤 3. 休職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)				

1. 特別徴収継続の場合												新しい勤務先へは、月割額 円を 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。				
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規 法人番号										所 属 氏 名 電 話	担 当 者 先 連	納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記入	1. 必要 2. 不要
	所在地	〒														
	フリガナ															
	氏名又は名称											内線 ()	受給者番号			

2. 一括徴収の場合												左記の一括徴収した税額は、 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。			
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	月 日	円
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため													

3. 普通徴収の場合												※市区町村記入欄			
理 由	右から 番号を 記入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため													
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため													
		3. 死亡による退職であるため													

【提出先】〒329-2192 矢板市本町5番4号 矢板市 総務部 税務課 市民税担当

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 3 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」の枠内に「1」と記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
 4 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

【記入例①】 11月分まで徴収し、未徴収税額を普通徴収（本人が直接納付）に切り替える場合

給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

事業所について記入してください。		所在地 〒329-2192 矢板市本町5番**子		特別徴収義務者指定番号 152**	
		フリガナ ヤイタシヨウジ		宛名番号 21	
異動者の氏名、フリガナ、生年月日等を記入してください。事業所で使用している受給者番号があれば、ご記入ください。		氏名又は名称 矢板商事 株式会社		担連所属 総務課給与係	
		フリガナ トナギ イチロウ		氏名 矢板 花子	
賦課期日(1月1日)の住所を記入してください。1月1日以降住所の変更があった場合には、変更後の住所も記入してください。		個人番号 701330280**		電話 0287-43-****	
		受給者番号 10-0000		内線 (251)	
税額通知書の個別明細に記載されている「年税額」を記入してください。		特別徴収税額(年税額) 70,500 円		異動年月日 R5年 11月 30日	
		徴収済額(イ) 35,700 円		未徴収税額(ウ) 34,800 円	
異動の事由について、該当する番号を記入してください。		異動の事由 1. 退職		異動後の未徴収税額の徴収方法 3. 普通徴収(本人納付)	
		異動の事由 11. 退職		異動後の未徴収税額の徴収方法 3. 普通徴収(本人納付)	
異動日(退職日等)を記入してください。		1. 特別徴収継続の場合		新しい勤務先(月割額 〇〇〇円を 〇〇 月分(翌月10日納入期限分)から 徴収し、納入するよう連絡済みです。	
		2. 一括徴収の場合		左記の一括徴収した税額は、 〇〇 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。	
異動事由(右から番号を記入)		3. 普通徴収の場合		納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 1. 必要 2. 不要	
		1. 異動が令和 〇〇 年12月31日までに、一括徴収の申出があったため		徴収予定月日 〇〇 月 〇〇 日	
2. 異動が令和 〇〇 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため		3. 令和 〇〇 年5月31日までに支払われべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため		3. 死亡による退職であるため	

第十八号様式(用紙日本標準規格A4)(第十條関係)

【記入例②】退職等により未徴収税額を一括徴収する場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

ご注意
1 「宛名書き」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
2 給与の支払を受けなくなった場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、「異動後の未徴収税額の徴収方法」の欄に必要事項を記載してください。
3 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。
4 欄の枠内に「1」と記入する場合は、「1」と特別徴収継続の場合には、一括徴収することが義務づけられています。

第十八号様式（用紙日本標準規格A4）（第十条関係）

事業所について記入してください。

異動者の氏名、フリガナ、生年月日等を記入してください。事業所で使用している受給者番号があれば、ご記入ください。

賦課期日(1月1日)の住所を記入してください。1月1日以降住所の変更があった場合には、変更後の住所も記入してください。

一括徴収する場合の理由について、該当する番号と年を記入してください。

所在地 〒329-2192 矢板市本町5番**子 フリガナ ヤイトシヨウジ 氏名又は名称 矢板商事 株式会社 個人番号又は法人番号 701330280** **		特別徴収義務者指定番号 152** 宛名番号 21 担連当絡者先 所属 総務課給与係 氏名 矢板 花子 電話 0287-43-**** 内線 (251)
フリガナ トナギ イチロウ 氏名 橋本 一郎 生年月日 昭和 平成 59年 5月 27日 個人番号 *1234567** **	(ア) 特別徴収税額 (年税額) 70,500 円 (イ) 徴収済額 41,500 円 (ウ) 未徴収税額 (ア)-(イ) 29,000 円	異動年月日 R6年 1月 1日 異動の事由 1. 退職 異動後の未徴収税額の徴収方法 2. 一括徴収
受給者番号 10-0000 1月1日現在の住所 矢板市鹿島町30番地**子 異動後の住所 同上	1. 特別徴収継続の場合 特別徴収義務者指定番号 (新規) 法人番号 所在地 フリガナ 氏名又は名称 連絡先 受給者番号 納入書の要否 (新規の場合のみ記載) <input type="checkbox"/> 1. 必要 2. 不要	
2. 一括徴収の場合 理由 2. 異動が令和 5 年 1月 1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 1月 25日 徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 29,000 円	左記の一括徴収した税額は、 1 月分 (翌月10日納入期限分) で納入します。
3. 普通徴収の場合 理由 3. 死亡による退職であるため	3. 死亡による退職であるため	

税額通知書に記載されている指定番号、宛名番号を記入してください。

この届出書について対応される担当者の方の連絡先を記入してください。

【2】(一括徴収)と記入してください。

異動の事由について、該当する番号を記入してください。

異動日(退職日等)を記入してください。

税額通知書の個別明細に記載されている「年税額」を記入してください。

異動者の税額について、何月分から何月分まで徴収したかを記入し、徴収済額の合計を記入してください。

年税額(ア)から徴収済額(イ)を差引いた額を記入してください。

徴収予定年月日、徴収予定額、納入予定月を記入してください。

【記入例③】 転勤、再就職等により新勤務先で特別徴収を継続する場合

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

		年度	1. 現年度 2. 新年度 3. 两年度
事業所について記入してください。	矢板市長 殿	所在地	〒329-2192 矢板市本町5番**子
異動者の氏名、フリガナ、生年月日等を記入してください。事業所で使用している受給者番号があれば、ご記入ください。	令和 5年11月20日提出	フリガナ	ヤイタシヨウジ
賦課期日(1月1日)の住所を記入してください。1月1日以降住所の変更があった場合には、変更後の住所も記入してください。	特別徴収義務者指定番号	氏名又は名称	矢板商事 株式会社
税額通知書の個別明細に記載されている「年税額」を記入してください。	個人番号	個人番号又は法人番号	7 0 1 3 3 0 2 8 0 * * * *
新しい事業所で既に当市の指定番号をお持ちの場合は、番号を記入してください。新規の場合は、【新規】に○をつけてください。	受給者番号	特別徴収義務者指定番号	152**
新しい事業所について記入してください。	1月1日現在の住所	連担者先	21
異動者の税額について、何月分まで徴収したかを記入し、徴収済額の合計を記入してください。	異動後の住所	氏名	総務課給与係 矢板 花子
年税額(ア)から徴収済額(イ)を差引いた額を記入してください。	同上	電話	0287-43-*** * 内線 (251)
この届出書について対応される担当者の方の連絡先を記入してください。	特別徴収税額(年税額)	異動年月日	
納入書の要否について、該当番号を記入してください。	徴収済額	異動の事由	1. 退職 2. 転勤 3. 退職・長欠 4. 死亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由
新しい事業所で特別徴収を開始する月と、月割額を記入	未徴収税額(ア)-(イ)	異動後の未徴収税額の徴収方法	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)
新しい事業所で使用する受給者番号があればご記入ください。なければ記入は	70,500 円	1. 特別徴収継続の場合	
新しい事業所について記入してください。	29,900 円	特別徴収義務者指定番号	352*** (新規)
年税額(ア)から徴収済額(イ)を差引いた額を記入してください。	40,600 円	所在地	〒329-1571 矢板市片岡3549番地**
この届出書について対応される担当者の方の連絡先を記入してください。	6 月から 10 月まで	フリガナ	カタオカシヨウジ
納入書の要否について、該当番号を記入してください。	11 月から 5 月まで	氏名又は名称	かたおか商事 株式会社
新しい事業所について記入してください。	R5 年 2 月 11 日 10 日	連担者先	人事課給与係 片岡 幸子
新しい事業所について記入してください。		受給者番号	000123
新しい事業所について記入してください。		納入書の要否	2

※個人番号が記載に当たっては、左欄を空欄とし右詰めでご記入ください。

※18号様式(用紙日本産規格A4)(第十條関係)

特別徴収切替届出（依頼）書

矢板市長様 令和 年 月 日提出		給与別徴収義務者		〒 -		特別徴収義務者 指定番号		※市町村ごとの異なります。	
		住所（居所） 又は所在地						新規の場合、納入書	
		フリガナ						要・不要	
		氏名又は名称						担当者連絡先	
代表者の 職氏名						課・係			
個人番号又は 法人番号						担当者名			
						電話		内線（ ）	
給与所得者	フリガナ		宛名番号		受給者番号		切替期別 [1 ・ 2 ・ 3 ・ 4] 期以降を特別徴収に切替希望 ※ まだ納めていない分の普通徴収納付書に記載されている期別を○で囲んでください。 ※ 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替えができません。		
	氏名		旧姓						
	生年月日		□昭和 □平成		年 月 日				
	個人番号						特別徴収 開始予定月 月分（ 月 日納期分）から特別徴収を開始します。		
	住所								
	1月1日時点の住所								
						届出理由 1 入社 2 その他（ ） 月 日までに通知が必要。			

【添付書類】

普通徴収の納付書（二重納付防止のため、残りの納付書（納期未到来分）を添付してください。）

※口座振替の場合や納付済分の領収証は、添付不要です。

【注意事項】

1. 普通徴収の納期限を過ぎたものは、特別徴収への切替えができません。
2. 65歳以上の方について、年金所得に係る税額を給与からの特別徴収分に追加することはできません。
3. 用紙が足りない場合には、コピーしてお使いください。

【提出先】 〒329-2192 矢板市本町5番4号 矢板市 総務部 税務課 市民税担当

特別徴収義務者の所在地・名称等変更届出書

矢板市長様 令和 年 月 日提出		給 与 支 払 者	住所(居所)又は所在地	〒 -	※市町村処理欄	
		フリガナ			特別徴収義務者 指定番号	
		氏名又は名称				※市町村ごとに異なります。
		代表者の職氏名			担当者連絡先	課・係
		個人番号又は法人番号			担当者名	
					電話	内線 ()

◆誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。

◆代表者のみの変更の場合は、提出不要です。

◆変更項目のみご記入ください。

変更年月日	令和 年 月 日
-------	----------

変更事項	変更前(旧)	変更後(新)
フリガナ		
所在地(送付先)	〒 -	〒 -
フリガナ		
氏名又は名称		
変更理由	1. 事務所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合(下欄を記入してください。) 7. 合併による変更(下欄を記入してください。) 8. 分割による変更(下欄を記入してください。) 9. その他()	

変更理由6・7・8を選択した場合、下欄をご記入ください。

統合・合併・分割後の指定番号	<input type="checkbox"/> 指定番号を新規に取得する。 ※別途、給与所得者異動届出書の提出が必要です。	統合・合併・分割される事業所	住所(居所)又は所在地	〒 -
	<input type="checkbox"/> 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※別途、給与所得者異動届出書の提出が必要です。 指定番号 ※市町村ごとに異なります。		フリガナ	
			氏名又は名称	
			代表者の職氏名	
	<input type="checkbox"/> 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。 指定番号 ※市町村ごとに異なります。		個人番号又は法人番号	
			特別徴収義務者指定番号	※市町村ごとに異なります。

【提出先】 〒329-2192 矢板市本町5番4号 矢板市 総務部 税務課 市民税担当